

2012年10月 日

各市町村長様
各市町村議会議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

社会保障と税の一体改革の名のもとに、消費税の大増税と社会保障制度改革推進法により「自助、共助」を基本に「施し」としての「公助」に限定する、また国民の社会保険料負担の範囲内、あるいは消費税負担内の財源に限定するなど、憲法25条の「解釈改憲」として社会保障制度の根幹にかかる大改悪が進められようとしています。また、愛知県は、子どもや障がい者等の福祉医療制度の見直しの検討を始めています。地域住民のいのちと健康、暮らしを守るために、以下の事項について積極的な改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

【企画政策課】

現在及び将来にわたり健康で文化的な住民の生活と人権を尊重し豊かで活力ある地域社会の実現に向けて計画的に推進していきます。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【企画政策課】

住民一人ひとりが一生涯住み続けたいと実感できるまちづくりのために、真に必要な社会資本の整備及び教育・保健・福祉などの行政サービスを行い、住民の福祉を継続的に増進させていきます。

③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)について、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。

【企画政策課】

市独自の基準を設ける予定はありませんが、現行の基準を引き下げることなく、市民サービスの向上に努めています。

★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【収納課】

あま市は納税者の公平性を確保するため愛知県西尾張地方税滞納整理機構(以下機構)に参加しております。

現在、機構の職員により滞納整理の効果があらわれており、今後も高額・困難事案の滞納額の縮減を図るため的確な滞納整理事務を執行していきます。

★【2】福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【社会福祉課・高齢福祉課】

県では、現在「福祉医療制度の見直し」をすすめていますが、どのような内容になるかが示されていない状況です。市としても、どのような方向に向かうか注視しているのが現状です。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【保健医療課】

子ども医療制度については、現在の小学卒業まで通院・入院は窓口負担なし、中学卒業までの入院は償還払いとしており、変更の予定はありません。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【保健医療課】

精神障害者医療制度は、入院・通院とも精神疾患治療を対象としています。現在のところ変更の予定はありません。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【保健医療課】

愛知県後期高齢者医療広域連合において、窓口での一部負担金の減免制度を設けており、その制度に基づいて運用していきます。また後期高齢者福祉医療給付制度の対象拡大は考えていません。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【高齢福祉課】

所得に応じて多段階にし、低所得者には特例段階を設けて対応しています。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】

今のところ市の独自施策は考えていません。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】

今のところ市の独自施策は考えていません。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【高齢福祉課】

現行のサービスの低下にならないように対応していきます。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【高齢福祉課】

第5期介護保険事業において、特別養護老人ホーム(定員100名)を市内に開設予定である。また、市の独自助成は考えておりません。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【高齢福祉課】

地域包括支援センターは、あま市直営方式で高齢福祉課に開設されています。七宝、美和地区に地域包括支援センター相談所を設けて、住民の利便に寄与しています。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【高齢福祉課】

地域包括支援センターにおいて、介護従事者に対する研修会を開催し、介護従事者のレベルアップを支援しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

- ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。
- イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。
- ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。
- エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【高齢福祉課】

上記施策をすべて一般会計にて実施することは、財政的に困難であると考えます。今後はあま市社会福祉協議会はじめボランティア等、地域の力を活用して、できる事業から優先的に実施する方向で進めていきたいと考えています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【高齢福祉課】

あま市社会福祉協議会にて配食及び会食を実施しています。毎日1回の配食サービスの実施は理想的ではありますが、現状は厳しい状況です。まだ、旧3町での対応がそれぞれ異なっているので、あま市内で統一されたサービス提供できることを目標にしています。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【高齢福祉課】

要介護1から5までの方を対象者に実施しています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【高齢福祉課】

申請書については、対象者に個別に郵送し、システム導入により、認定書は窓口で即日交付しています。

2.高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

【保険医療課】

後期高齢者医療は、高額医療の場合は自動支払い、高額介護合算療養費の場合はハガキで通知しています。国保は申請書を送付しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【保健医療課】

愛知県後期高齢者広域連合は、資格証明書の発行については「市町村の意見を聞いて対応していく」と言っており積極的な発行はしない考えです。短期保険証については、納税資力があるにもかかわらず納税意識のない方等に対して発行しています。

3. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【健康推進課】

市長会を通じて、14回の健診が継続して実施できるよう要望していきます。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下との世帯までとしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

基準は参考基準として設けていますが、参考基準を超えた世帯についても現在の状況等を把握して決定しています。

申請受付は市の窓口で実施しています。保護者へは始業式及び1・2学期末に就学援助についての案内文を学校を通じて配布し、またホームページでも掲載を行っています。

民生委員の証明はなし。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【学校教育課】

給食費の無料化は現在のところ考えていません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

【給食センター】

給食センターとしましては、現在17都県からの食材に関しては簡易測定器及び測定機器で測定をし、安全安心な学校給食を提供していきます。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

【健康推進課・高齢福祉課・安全安心課】

施設の改修に併せ、改善できるところから改善していきたい。(健康推進課)

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【保健医療課】

国保は、低所得世帯の加入が多い・高年齢化など様々な問題を抱え、多くの市町村が一般会計からのその他繰入なども含め運営している状況です。このような状況は今後ますます厳しくなっていくものと思われることから、国は皆保険制度の最後の砦といわれる国保が将来にわたって安定的に運営されていくよう広域化に向けた施策を進めている状況です。

★②保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
- イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
- エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【保険医療課】

一般会計からのその他繰入は本年度3億3千万円(1人当たり12,671円)で、市の財政から考えると、これ以上増額することは不可能な状況です。

税減免については基準を明確にし、運用しています。基準見直しは考えていません。

また、18歳未満の子どもに対し、均等割を賦課しないことについては、現状では難しいと考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。
- ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。
- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【保険医療課】

資格証明書の発行については、面接をして家庭状況の把握等に努め、対応しています。また高校卒業までの子どもについては短期保険証(有効期限6か月)を交付しています。

分納世帯には、納付状況に応じ、1か月の短期保険証から長期あるいは正規の保険証に切り替えて交付しています。

給付制限は行っていません。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【保険医療課】

一部負担金の減免制度は、生活保護基準の1.3倍以上 1.4倍以下は猶予、1.15倍以上1.3以下は2分の1減額、1.15倍以下は免除という基準で運用しています。

5. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【社会福祉課】

独自の減免制度は考えておりません。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

【社会福祉課】

現在、支給制限は行っておりません。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【社会福祉課】

独自のサービス提供は考えておりません。

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【社会福祉課・高齢福祉課】

介護保険サービスのうち訪問介護(ホームヘルパー)について、障害者自立支援法にて利用者負担がゼロの方においては、介護保険においても自己負担額を助成する制度があります。(あま市訪問介護等利用者負担額の減額に関する要綱)

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【安全安心課】

避難所のバリアフリーについては、避難所開設時や長期避難生活により、必要になった場合も増設できるように、各避難所の所管課で検討しています。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

【社会福祉課・高齢福祉課・安全安心課】

所管課で協定を締結するなど対応しています。(安全安心課は支援)

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようになるとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

【社会福祉課・高齢福祉課・安全安心課】

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の高齢者台帳を民生委員さん方のご協力を得て作成し、本人署名了解のうえ災害時に活用できるよう関係課との情報共有に努めます。

現在、高齢者・障害者台帳の整備を進めており、災害時には要援護者支援にも活用する予定です。

災害時要援護者の情報共有等についてはあま市災害時要援護者避難支援計画に基づき進めています。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

【健康推進課】

がん検診(乳がん・子宮がん・大腸がん・肝炎ウイルス検査)につきましては、特定の年齢の方に対してクーポン券を発行し無料で検診が受けられるようにしています。

また、歯周疾患検診につきましては、集団検診で無料で実施しています。

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【健康推進課・保険医療課】

30歳・35歳の方を対象に自己負担金(500円)を徴収し、実施しています。対象者には個別通知をしています。

国保の被保険者(20歳~40歳未満)は自己負担は必要ですが、年1回人間ドックを受診することができます。

7. 予防接種について

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

【健康推進課】

平成23年1月17日より接種費用の一部助成を開始しました。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【健康推進課】

高齢者肺炎球菌の一部助成を平成24年5月1日から開始しました。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【社会福祉課】

適切に面接を実施しています。また、保護決定につきましては、生活保護法第24条により原則14日以内に通知することになっていますが、急迫な場合は社会福祉協議会の緊急小口資金貸付制度の活用を図るなど、速やかに対応しています。

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やすください。

【社会福祉課】

個別指導のため、現業員(ケースワーカー)以外に面接訪問協力員及び就労支援相談員を設置しています。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

【社会福祉課】

警察官OBの配置はしていますが、窓口業務には携わっておらず、面接訪問協力員として活動しています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。

【社会福祉課・財政課・市民課】

消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法が8月10日の参院本会議で可決、成立了。現行5%の消費税率は平成26年4月に8%、27年10月に10%へ2段階で引き上げられるものです。

消費税増税については、社会保障制度の財源として今後どうしても必要である一方で、日本経済を悪化させ財政状況を一層ひどくするなど賛否両論があります。消費税増税法には、努力目標として名目3%、実質2%の経済成長率を明記し、経済の急変時には増税を見送る景気条項が盛り込まれていますので、本市は今後の動向を注視していきたいと考えています。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【市民病院】

当院が加入している、全国自治体病院協議会等を通じ、国に要望するよう働きかけていきます。

⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

【社会福祉課・高齢福祉課】

介護保険制度を優先するように国の考え方があり、市独自の方向性は考えておりません。国・県の動向を見守っていきたいと考えています。

⑧Hib、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

【健康推進課】

市長会を通じて国に定期予防接種とするよう要望していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(2) 県民の医療を守るために

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

【社会福祉課】

県の動向を見守っていきたいと考えています。

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

【社会福祉課】

県の動向を見守っていきたいと考えています。

⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

【市民病院・安全安心課】

本院が属する海部医療圏には災害拠点病院として、津島市民病院、海南病院が指定をされており、また、隣接する名古屋医療圏には医療連携を推進しております名古屋第一赤十字病院が災害拠点病院として指定されているところでありますが、先の東日本大震災における災害時の医療機能を確保しておくことが大変重要であるとの認識のもと、本市では、平成27年度の開院を目指し、新しい市民病院の移転新築を計画しており、現在、事業を進めているところです。

新病院建設にあたっては、災害時にも医療提供が可能な施設とする必要があることから、その対策として、免震構造、液状化対策、非常用発電設備、無停電電源装置、耐震性貯水槽の設置及びトリアージスペースの確保など、その対策経費は嵩となります。

このようなことから、災害時にも必要な医療が提供できる機能に要する経費については、災害拠点病院に関わらず所要の財政支援措置を講ざれるよう国・県に要望しております。

⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

【市民病院】

市民全体に対する役割に応じた地域医療を提供する体制を整備して担っていきます。

⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

【市民病院】

当院が加入している、愛知県公立病院会等を通じ、本通知に基づき、愛知県が実施すべき事業をすみやかに展開されるよう働きかけていきます。

以上